

G 1 0 コミュニケ

特別セーフガード (S S G)

- 1 . S S G は農業協定にあるとおり農業改革プロセスの不可分の一部。改革プロセスは農業協定第 20 条で定められているとおり継続中であり、現行 S S G を修正する際には合意による決定が必要。

熱帯産品

- 2 . 熱帯産品についての追加的努力は、香港閣僚宣言や枠組み合意に沿って行われるべき。
- 3 . 熱帯産品の取り扱いは、対象範囲と最終的な一般品目の削減フォーミュラによって決まるもの。
- 4 . 対象範囲については、範囲を絞り込むための現実的な対応が必要。
- 5 . いずれの場合においても、重要品目の自己指定原則が熱帯産品にも適用。

枠内税率

- 6 . 枠組み合意パラ 3 5 にある通り、枠内税率は、最終的なバランスのとれた成果に達するための要素の一つ。枠内税率の削減の程度は、一般品目の関税フォーミュラの数字や重要品目の取り扱いにより決まる。それゆえ、我々は、市場アクセスの他の要素、特に枠組み合意パラ 3 3 にある関税割当約束との関連において、その取り扱いを議論する用意がある。
- 7 . いかなる場合においても、枠内税率の一律的撤廃は受け入れ不可。

タリフエスカレーション

- 8 . タリフエスカレーションの問題は、枠組み合意において交渉中のものであるとされており、G 1 0 は、市場アクセスの全体的バランスのとれた結果をもたらすために議論する用意がある。階層方式の適用により、この問題の大部分は解決される。
- 9 . G 1 0 はタリフエスカレーションの取り扱いについて、以下を提案。
- 1 0 . 加工農産品の譲許税率が、関連する原料産品より高い場合
 - (a) 両方が同一階層 (最上位階層を除く) に属する場合は、加工農産品に対しては直近上位階層の削減率を適用。
 - (b) 両方が最上位階層に属する場合、加工農産品に対しては、階層方式による削減率の [] % 増しの削減率を適用。
- 1 1 . カナダによるタリフエスカレーションに指定される産品リスト案には感謝するが、G 1 0 としては、産品の選択及び適用方法に懸念を有している。我々は、カナダ案の分析を続けており、リストの修正、選択基準の提案、もしくは、選択については譲許表交渉に残すという選択肢を含む

もの。

関税割当運用

- (1) 関税割当約束は透明かつ予見性のある方法で運用される必要があり、市場アクセス機会の完全かつ効果的達成を保証する。
- (2) 関税割当は輸出機会を表すのであり、輸出保証ではない。関割運用を見直す目的は、競争的市場条件の下での枠消化や一般貿易条件を可能とするためである。このことは市場アクセスの実質的改善という目的に貢献していると理解されるべき。
- (3) 途上国に対する意味ある S & D として、特に貿易に関連した技術支援により、途上国が加盟国の関税割当から輸出機会を得られるようにする必要がある。(ハービンソン・テキストパラ 6 の書きぶりが適切)
- (4) G 1 0 は関割運用の議論については、枠組み合意パラ 3 5 の範囲に限定されると理解。譲許表上の関税割当約束はこのペーパーで扱う範囲外。
- (5) 以下の一般的原則が適用される
 - (a) 関税割当約束は、関税割当内の製品又はタリフラインの輸入を妨げる運用をしてはいけない。
 - (b) 加盟国は年間関税割当量を割当年内に輸入することを促進するために時宜を得た輸入ライセンスの初期分配、そして関税割当配分の再配分や売買の仕組みを提供する。
 - (c) 加盟国は、関税割当約束内の製品の輸入を制限する以下のような不利な商業条件や要件を課さない。
 - ・国内購入要件
 - ・実行不可能割当配分
 - ・輸入を制限する輸出もしくは再輸出要件
 - (d) 加盟国は、ドーハラウンドの交渉結果により M F N ベースでの追加的割当てが生じた場合、譲許した W T O の関税割当約束に反して、既存の特恵関税割当も含め特恵輸入を行うことができる。
 - (e) 加盟国は、関税割当約束の運用に関する全ての関連情報を十分に前に公表する。運用要件、手続き、輸入者の詳細契約(誰に起因する関税割当配分、関税割当達成率)に関する情報を含む。
 - (f) 加盟国は、制度の意図を踏まえ、未使用ライセンスの再割当て機能を確立する。当該年の末までに再配分する。再配分された割当は、当該枠の実施期限終了まで有効となる。
 - (g) S & D については、T N / A G / W / 1 / R e v . 1 (ハービンソン・テキスト案) パラ 6 を参考に作成する。

特惠浸食

長期に存在している特惠の重要性を認識し、G10は貿易及び非貿易両方に関連した特惠浸食の解決策が必要と考える。市場アクセスの議長統合ペーパーパラ30は農業交渉における特惠浸食問題に焦点をあてるために良いベースとなる。加えて加盟国は特惠浸食に関連する産品を重要品目として指定しうる可能性を持つ。

関税簡素化

従価税換算(AVE)はすべての産品を階層方式にあてはめるために行われたもの。この値で譲許することを約束したものではない。

「簡素化」について、G10は透明性があり、かつ計算及び予見可能な関税である必要があると理解。この目的は、従価税及び従量税により達成される。